

盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に
基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集要項
【第1次募集分】

平成27年4月

盛岡市保健福祉部 介護保険課

〒020-8530

盛岡市内丸12-2

盛岡市役所別館5階 事業所指定係

電話 019-626-7562

FAX 019-651-1181

Eメールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp

【 目 次 】

1. はじめに	3	ページ
2. 募集内容	3	ページ
3. 応募の要件	4	ページ
4. 応募の受付期間及び方法等	4	ページ
5. 募集要項等に関する質問	4	ページ
6. 応募書類	5	ページ
7. 事業候補者の選定方法	5	ページ
8. 結果の通知及び公表	5	ページ
9. 設置に対する補助制度	5	ページ
10. 禁止事項	6	ページ
11. 応募に当たっての留意点	6	ページ

別 紙

別紙A	応募書類一覧【特別養護老人ホーム 60床用】
別紙B	〃 【特別養護老人ホーム 90床用】
別紙C	〃 【介護老人保健施設用】
別紙D	〃 【地域密着型特別養護老人ホーム用】
別紙E	〃 【認知症対応型共同生活介護 2ユニット用】
別紙F	〃 【認知症対応型共同生活介護 1ユニット用】

別 添

質問送付票【第1次募集分】
盛岡市における地域密着型サービスの整備状況

1 はじめに

盛岡市は、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画において、平成27年度から平成29年度までの間に整備する介護施設等の整備数を定め、計画的に整備を進めることとしました。今回の募集は、この計画に基づき、次に掲げる介護施設等の設置及び運営を行う事業者の候補者（以下「事業候補者」という。）を募集するものです。

2 募集内容

募集する施設は、次のとおりです。

募集A

- ・募集施設等 従来型 特別養護老人ホーム 定員60人
- ・募集数 1施設
- ・整備区分 新設又は既存施設の増床
- ・開設時期 平成28年度
- ・応募書類 別紙A 応募書類一覧のとおり。
- ・備考 多床室を30床以上40床以下とし、それ以外を従来型個室とすること。

募集B

- ・募集施設等 ユニット型 特別養護老人ホーム 定員90人
- ・募集数 1施設
- ・整備区分 新設又は既存施設の増床
- ・開設時期 平成29年度
- ・応募書類 別紙B 応募書類一覧のとおり。

募集C

- ・募集施設等 介護老人保健施設 定員60人
- ・募集数 1施設
- ・整備区分 新設又は既存施設の増床
- ・開設時期 平成28年度
- ・応募書類 別紙C 応募書類一覧のとおり。

募集D

- ・募集施設等 ユニット型 地域密着型特別養護老人ホーム 定員29人
- ・募集数 1施設
- ・整備区分 新設
- ・開設時期 平成28年度
- ・応募書類 別紙D 応募書類一覧のとおり。

募集E

- ・ 募集施設 認知症対応型共同生活介護
- ・ 募集数 3施設（定員9人×2ユニット）
- ・ 整備区分 新設
- ・ 開設時期 平成27年度
- ・ 応募書類 別紙E 応募書類一覧のとおり。

募集F

- ・ 募集施設 認知症対応型共同生活介護
- ・ 募集数 1施設（定員9人×1ユニット）
- ・ 整備区分 新設又は既存1ユニット施設の増設
- ・ 開設時期 平成27年度
- ・ 応募書類 別紙F 応募書類一覧のとおり。

3 応募の要件

- (1) 別表1に掲げる法令等に定める者。ただし、社会福祉法人については設立予定法人を含む。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める指定の取消し等の処分を受けたことがない者
- (3) 盛岡市に納めるべき法人市民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がない者
- (4) 平成25年度以降に、盛岡市の競争入札参加資格者の指名停止措置を受けていない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律225号)による手続をしている法人でないこと。
- (6) 役員(就任予定者含む)等が盛岡市暴力団排除条例(平成27年盛岡市条例第9号)に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (7) 別表2に掲げる条例に定める基準等を満たす計画であること。

4 応募の受付期間及び方法等

(1) 応募の受付

ア 期 間 平成27年5月1日(金)から平成27年5月27日(水)まで

イ 時 間 午前10時から午後5時まで

※土曜、日曜及び祝日を除く。

※各募集において応募者又は事業候補者がなかった場合は、再度募集をする場合があります。

(2) 応募方法等

ア 応募に当たっては、「2 募集内容」の募集施設ごとに行ってください。

イ 応募書類の提出先は、盛岡市役所本庁舎別館5階 保健福祉部介護保険課事業所指定係とします。

ウ 事前に電話等で提出日時を予約した上で持参してください。郵送による応募はできません。

エ 応募書類の提出に当たっては、応募者が持参してください。

5 募集要項等に関する質問

募集要項等の解釈に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、「質問送付票【第1次募集分】」に記入の上、Eメール又はFAXにより提出してください。

なお、公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

(2) 質問の受付

ア 期間 平成27年4月10日（金）から平成27年4月24日（金）まで

イ 時間 随時

ウ 送信先 盛岡市役所保健福祉部介護保険課事業所指定係

Eメール … kaigo@city.morioka.iwate.jp

FAX番号 … 019-651-1181

※電話及び口頭での質問の受付は行いません。

※質問送付票を受付した際には、その旨通知します。土・日・祝日を除いて3日以内に通知が届かない場合は、電話にて確認してください。

※Eメールを利用する場合は、件名を「質問送付票 第1次募集分」としてください。

(3) 回答の方法

質問のあった項目を取りまとめの上、平成27年5月1日（金）以降にホームページ上で回答します。

6 応募書類

(1) 別紙A～F応募書類一覧のとおり提出してください。

(2) 提出部数は、応募時に1部とし、内容を確認した後に写し5部の提出を求めます。

(3) 応募書類はすべてA4サイズに統一し、フラットファイル又はパイプ式ファイルに綴じてください。なお、A3図面等はA4サイズ折りにし、A5やB5サイズの用紙等はA4用紙に貼り付けて綴じてください。

また、番号入りのインデックスを付けた仕切紙をはさみ、書類番号ごとに綴じてください。

(4) フラットファイル等の表紙・背表紙に、法人名及び施設種別を記載してください。

(5) 受付期間終了後の資料の追加提出、差替え等はできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類を求める場合があります。

7 事業候補者の選定方法

(1) 事業候補者の選定は、別に定める盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定要領（第1次募集分）に基づき市が行います。

(2) 面接審査が必要となる応募者へは、受付期間終了後に面接日程の通知をします。

(3) 審査結果によっては、募集数に満たない場合であっても、事業候補者を選定しない場合があります。

8 結果の通知及び公表

選定結果は、平成27年6月下旬以降に通知するとともに、事業候補者をホームページ上で公表します。

9 設置に対する補助制度

現段階では、補助制度の詳細が確定していません。平成26年度の補助制度は次のとおりです。

※ 今回の選定をもって、補助金の交付対象とすることを保証するものではありません。資金計画の策定に当たっては補助金の不交付も想定し、これに対応できるよう計画して下さい。

【参考：平成 26 年度の補助制度】

(1) 盛岡市が定める「老人福祉施設等整備費補助金」の対象施設

ア 特別養護老人ホーム 1 床 3,500 千円

イ 短期入所生活介護 1 床 1,750 千円

※特別養護老人ホームに併設の場合に 10 床を上限として補助。

ウ 介護老人保健施設 1 施設 43,750 千円

(2) 岩手県が定める「介護サービス施設整備等臨時特例事業費補助金」の対象施設

ア 地域密着型特別養護老人ホーム 1 床 4,120 千円

イ 認知症対応型共同生活介護 1 施設 30,900 千円

10 禁止事項

(1) 審査の前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく失格とします。

ア 審査員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合

イ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(2) 応募書類に関し、次に該当する場合、審査を行うことなく失格とします。また、事業候補者選定後であっても同様とします。

ア 内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合

イ 資金の確保、計画予定地、設備の構造、人員配置等重要な事項に問題が生じ、施設開設が困難となった場合

ウ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

11 応募に当たっての留意点

(1) 募集 A・B・D は 1 法人につき、いずれか 1 つの応募とします。

(2) 募集 E・F は 1 法人につき、どちらか 1 つの応募とします。

(3) 各施設等の募集内容における開設時期について、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、時期を変更する場合があります。

(4) 新たに施設建設を行う土地の選定に当たっては、市街化区域を優先して選定してください。

なお、市街化調整区域を事業予定地とする場合、市街化区域を選定しなかった理由を明らかにし、開発許可等の見込みがあるなど、要件を満たしていることが条件となります。

(5) 盛岡市の木材等地元資源を可能な限り活用するよう計画してください。

(6) 応募内容を確認するため、必要に応じて調査を行います。

(7) 応募書類の作成に伴う費用は、全額応募者の負担とし、結果にかかわらず書類は返却しません。

(8) 選定後に事業計画を変更する場合、選定を取り消す場合があります。

(9) 特別養護老人ホーム設置者は、「社会福祉法人等による生計困窮者に対する利用者負担額軽減制度」に取り組むようお願いいたします。